

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 12 月 6 日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊
飯塚市監査委員 吉田 健 一

記

1 監査報告

飯塚市監査委員告示第 11 号（令和 3 年 10 月 28 日付）

2 監査報告に対する措置状況の内容及び件数 下記のとおり

人権・同和政策課（部落解放同盟飯塚市協議会）【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 補助対象経費について（局長指摘事項）</p> <p>飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱第 3 条には、「補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に関する経費並びに団体の運営に関する経費（食糧費、渉外費及び<u>上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でない</u>と認めた経費を除く。）であって、別表に掲げる経費とする。」と規定されている。</p> <p>部落解放同盟福岡県連合会の会費（負担金）については、補助対象外として処理しているが、会費の振込手数料（550 円×2 回）に対して、補助金を交付していた。</p> <p>また、他の負担金についても、補助対象経費として認められていないため、その振込手数料は、補助対象外であると思料する。</p> <p>今後は、補助金交付の際に十分に審査を行うこと。</p>	<p>ご指摘のありました、補助対象外として いる部落解放同盟福岡県連合会の会費（負担金）及び、その他の補助対象外の負担金に伴う振込手数料に対して補助金を交付していたことに関しまして、今後、補助金申請及び実績報告時には、補助金交付要綱の別表と照合するなど確認手順を整理して適切な審査を行い、当該団体への指導を行って参ります。</p> <p>また、措置の状況につきましては、当該団体の自主財源より一旦、令和3年度の補助金に返還して、令和3年度決算における精算を行う際、市に返還するよう合わせて当該団体に指導いたしました。</p>